

情 郵 審 第 \* 号  
令 和 4 年 8 月 26 日

総 務 大 臣  
寺 田 稔 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会 長 川 濱 昇

答 申 書

令和4年6月24日付け諮問第3152号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第27条の3第1項の規定に基づき、同条第2項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する告示案については、諮問のとおり制定することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

(別紙 2 別添)

電気通信事業法第 27 条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定に関する告示案  
に対する意見及びそれに対する考え方

意見募集期間:令和4年6月 25 日(土)~同年7月 25 日(月)  
案件番号:145209942

意見提出者一覧

意見提出者 1件(法人:0件、個人:1件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	個人

意見	考え方	修正の有無
意見 1 ● 対象となる電気通信事業者の表記を修正すべきではないか。	考え方 1	
○ 確かに公式サイトでも 「株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ 英文社名 NTT PC Communications Incorporated」 となっていますが、英文社名が「NTT PC」なら「エヌ・ティ・ティピー・シー」ではなく「エヌ・ティ・ティ・ピー・シー」ではないのか？ もしくは「ティピー」を「ティ ピー」にすべきではないか？ 「シーコミュニケーションズ」の箇所もおかしいと思うが。 【個人】	○ 本告示案に記載している電気通信事業者の表記については、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条の登録又は同法第16条の届出に基づき記載しております。	無